無線 LAN 内蔵モデムご利用規約

(1)利用にあたって

本サービスの利用にあたり、無線 LAN アダプター(無線 LAN カード、無線 LAN 内蔵パソコン等)が必要となります。

(2)サービスの提供について

①無線 LAN 内蔵モデム設置作業は、当社指定業者にて行います。
②既に当社インターネットサービスをご利用いただいている契約者については、当社にて設置・貸与しております端末接続装置(ケーブルモデム)を交換させていただきます。
③交換作業にあたり、当社が別途定める交換工事費用が必要となります。
④本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される IEEE802.11b/g/n/a 準拠(WiFi 対応)の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

(3)料金について

①本サービスの料金は、手続きに関する料金および工事に関する費用とし、Baycom ケーブルインターネット契約約款(以下「約款」といいます。)の料金表に定めるところによります。
②料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

(4)無線 LAN 内蔵モデムについて

①本サービスは、無線 LAN 内蔵モデムから LAN ケーブルによる有線接続、及び無線 LAN 接続によって自営端末設備をインターネットに接続するものとします。
②必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線 LAN 内蔵モデムの設定を行うことができます。但し、契約者が変更した無線 LAN 内蔵モデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。
③本サービスは、無線 LAN 内蔵モデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。無線 LAN 内蔵モデムの脆弱性によって契約者が損害を被った場合でも、その損害について当社は一切責任を負わないものとします。
④無線 LAN 内蔵モデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、契約者が変更した無線 LAN 内蔵モデムの設定を復元することはできません。
⑤当社は、契約者宅無線 LAN 内蔵モデムの障害の切り分けのため、無線 LAN 内蔵モデムの設定変更、及び設定情報の初期化をお客様に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。

(5)接続設定について

①無線 LAN 内蔵モデム接続後の自営端末設備への接続設定等は、契約者にて行っていただくものとします。設定の際は、各接続機器の設定マニュアルをご確認ください。
②自営端末設備には、DHCP(Dynamic Host Configuration Protocol)によりネットワークアドレス(IP アドレス)を取得する設定を行うものとします。
③本サービスは、全ての通信機器の無線 LAN 接続を保証するものではありません。

(6)無線 LAN 内蔵モデムの故障時について

無線 LAN 内蔵モデムを交換した場合は、SSID、暗号キーが変更されます。この場合、自営端末設備の設定は、契約者自らが行っていただくものとします。

(7)サービス解約時について

本サービスの解約にあたり、インターネット接続サービスを継続される場合は、無線 LAN 内蔵モデムの無線 LAN 機能を停止します。

(8)責任の範囲について

①設定作業において、当社の責に帰すべからざる事由により、契約者の無線LAN対応機器や、その周辺機器に不具合が発生した場合、当社では損害の補償はできかねます。
②契約者の責に帰すべからざる事由による無線 LAN 内蔵モデムの故障の場合は、無償で交換いたします。無線 LAN 内蔵モデムの交換後は、無線 LAN 内蔵モデムまたは自営端末設備の設定変更が必要になりますが、契約者にて設定変更をしていただきます。

(9)その他

①本サービスでの無線通信が可能な範囲(通信状態)は、契約者宅の構造によって異なり、十分に電波が届かない場所では通信が不安定、または不可能な場合があります。本サービスは、契約者宅の全てのお部屋(場所)での通信を保障するものではありませんので、良好に電波が受信可能な場所でご利用下さい。
②無線 LAN 内蔵モデム本体の高度な設定変更は推奨いたしません。契約者が故意に変更した場合、当社はその変更に起因して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。また、その場合の自営端末設備の無線設定も、サポート対象外とさせていただきます。
③無線 LAN 内蔵モデムにセキュリティの設定を行っていない場合、通信内容(クレジットカードの番号やメールの内容等)を盗み見られることや、不正に侵入されることがあります。セキュリティ機能(暗号化)の設定については契約者の責任で行ってください。

付則

1 本利用規約は、2014 年 10 月 1 日より実施します。
2 本利用規約実施の際、現に約款の規定により提供しているサービスは、本利用規約中にこれに相当する規定があるときは、本利用規約の規定に基づいて提供しているものとみなします。
3 本利用規約は別に定める約款の付加条項を構成しているものとし、本利用規約外の条項は、約款に準ずるものとみなします。